特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	美幌町介護保険関連事務評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

美幌町は、介護保険に関する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

介護保険関連事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先による情報の 不正な利用等への対策として、業務処理委託契約に個人情報の保護及び取扱いに関する事項を規 定している。

評価実施機関名

美幌町長

公表日

令和5年7月21日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

連絡先

・介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく第一号及び第二号被保険者の資格管理、保険料の賦課及び減免、要介護認定及び保険給付に関する事務・・番号法においては、被保険者の資格取得・興動・喪失等の届出や被保険者証の再交付に係る申請等の資格では、が護保険者の資格取得・興動・喪失等の届出や被保険者・関係機関への通知、減免・微収猶予に係る申請等の介護保険料の賦課、要介護認定の新規・変更等の申請や居宅・介護予防・サービス計画の届出、福祉用具限人費・その他の憲法が、党課保険商力競サービス予費等の支給申請、介護保険負担限度額の認定申請、介護保険利用者負担額減額・免除申請等の保険給付に個人番号を用いる。 3システムの名称 介護保険システム、住民記録システム、収納管理システム、滞納管理システム、中間サーバー、団体内結合宛名システム 作業保険情報ファイルと、収納・滞納管理情報ファイル、宛名・納付情報ファイル、住民基本台帳ファイル 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 ・番号法第9条第1項及び別表第一第68項・介護保険法第12条、第38条 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 「実施する] (事務)が「介護保険関連事務」に関わる項(93、94) 「実施の有無 [実施する] (事務)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)が「介護保険関連事務」に関わる項(93、94) 「情報提供] 別表第二第二欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)が「介護保険関連事務」に関わる項(93、94) 「情報提供] 別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、6、22、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、93、94、95、117)	I 関連情報						
・	1. 特定個人情報ファイルを	E取り扱う事務					
課及び減免、要介護認定及び保険給付に関する事務 ・番号法においては、被保険者の資格取得・異動・喪失等の届出や被保険者証の再交付に係る申請等の資格管理、介護保険料の算定に必要な情報の照条、銀課情報の被保険者・関係機関への通知、減免・徴収補予に係る申請等力が度保険料の頭課、要介護認定の新規・変更等の申請や居宅・介護予防サービス計画の届出、福祉和具購入費・住宅改管者・その他償棄の銀倉・行能での実施の支給申請、介護保険負担限度額の認定申請、介護保険利用者負担額減額・免除申請等の保険給付に個人番号を用いる。 3システムの名称 介護保険システム、住民記録システム、収納管理システム、滞納管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム ・ 特定個人情報ファイル、収納・滞納管理情報ファイル、宛名・納付情報ファイル、住民基本台帳ファイル 3、個人番号の利用 法令上の根拠 ・番号法第9条第1項及び別表第一第68項・介護保険法第12条、第38条 4、情報提供ネットワークシステムによる情報連携 「実施する] (選択肢>)) 実施する] 2) 実施しない 3) 未定 番号法第19条第8号及び別表第二 [情報提供者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)が「介護保険関連事務」に関わる項(93、94) [情報提供] 別表第二第一欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「介護保険関連事務」に関わる項(93、94) [情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、6、22、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、93、94、95、117)	①事務の名称	介護保険関連事務					
 3システムの名称 統合宛名システム 2. 特定個人情報ファイル、収納・滞納管理情報ファイル、宛名・納付情報ファイル、住民基本台帳ファイル 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 ・番号法第9条第1項及び別表第一第68項・介護保険法第12条、第38条 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 (選択肢>))実施する 2)実施しない 3)未定 番号法第19条第8号及び別表第二 [情報照会] 別表第二第一欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)が「介護保険関連事務」に関わる項(93,94) [情報提供] 別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が第ま二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が多まれる項(1,2,3,4,5,6,22,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,81,87,88,90,93,94,95,117) 5. 評価実施機関における担当部署 	②事務の概要	課及び減免、要介護認定及び保険給付に関する事務 ・番号法においては、被保険者の資格取得・異動・喪失等の届出や被保険者証の再交付に係る申請等の資格管理、介護保険料の算定に必要な情報の照会、賦課情報の被保険者・関係機関への通知、減免・徴収猶予に係る申請等の介護保険料の賦課、要介護認定の新規・変更等の申請や居宅・介護予防サービス計画の届出、福祉用具購入費・住宅改修費・その他償還払い、介護保険高額介護サービス費等の支給申請、介護保険負担限度額の認定申請、介護保険利用者負担額減額・免除申請等の保険給					
↑ 護保険情報ファイル、収納・滞納管理情報ファイル、宛名・納付情報ファイル、住民基本台帳ファイル 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 ・番号法第9条第1項及び別表第一第68項 ・介護保険法第12条、第38条 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無 [実施する] (実施する 2)実施しない 3)未定 番号法第19条第8号及び別表第二 [情報照会] 別表第二第一欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)が「介護保険関連事務」に関わる項(93、94) [情報提供] 別表第二第二欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、6、22、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、93、94、95、117) 5. 評価実施機関における担当部署	1(3ドノステ ルハタが						
3. 個人番号の利用	2. 特定個人情報ファイル名	3					
・番号法第9条第1項及び別表第一第68項	介護保険情報ファイル、収納・済	帯納管理情報ファイル、宛名・納付情報ファイル、住民基本台帳ファイル					
・介護保険法第12条、第38条 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 「実施の有無 「実施する」 「実施する」 「実施しない。 また。 また。 また。 また。 また。 また。 また。 また。 また。 また	3. 個人番号の利用						
実施の有無 実施する 実施する 実施する	法令上の根拠						
 ①実施の有無 [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 番号法第19条第8号及び別表第二 [情報照会] 別表第二第一欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)が「介護保険関連事務」に関わる項(93,94) [情報提供] 別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1,2,3,4,5,6,22,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,81,87,88,90,93,94,95,117) 5. 評価実施機関における担当部署 	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携						
②法令上の根拠 ②法令上の根拠 ②法令上の根拠 「情報提供] 別表第二第一欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)が「介護保険関連事務」に関わる項(93,94) 「情報提供] 別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1,2,3,4,5,6,22,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,81,87,88,90,93,94,95,117)	①実施の有無	[実施する] 1)実施する 2)実施しない					
	②法令上の根拠	[情報照会] 別表第二第一欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)が「介護保険関連事務」に関わる項(93,94) [情報提供] 別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1,2,3,4,5,6,22,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,					
	5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	①部署	美幌町福祉部保健福祉課					
②所属長の役職名 保健福祉課長	②所属長の役職名	保健福祉課長					
6. 他の評価実施機関	6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	7. 特定個人情報の開示・	打正·利用停止請求					
	請求先						
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	8. 特定個人情報ファイルの	り取扱いに関する問合せ アンドラ アンドラ アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・ア					

美幌町(総務部総務グループ)網走郡美幌町字東2条北2丁目25番地 0152-73-1111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			15年7月21日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和5年7月21日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[基礎	項目評価	i書]		<選択肢〉 1) 基礎項 2) 基礎項 3) 基礎項	目評価書	重点項目評価書 全項目評価書		
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。								
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分で	を入れている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分でる3) 課題が	を入れている ある 残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分で	を入れている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない								
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分でき	を入れている			
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	クシステムで	を通じた提供を除く。)	[]	提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分で	を入れている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接続しない(入		接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分でる 3) 課題が	を入れている ある 残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か]	十分である]	く選択肢) 1)特に力 2)十分でる 3)課題が	> を入れている ある 残されている			
7. 特定個人情報の保管・2	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	2) 十分で	を入れている			
8. 監査								
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査 [〕外部監査	S		
9. 従業者に対する教育・唇	発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	2) 十分に1	を入れて行って	いる		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月1日	5-2	福祉主幹 谷川 明弘	福祉主幹 遠藤 明	事後	人事異動
令和3年7月9日	5-①	美幌町民生部保健福祉グループ	美幌町福祉部保健福祉課	事後	機構改革
令和3年7月9日	5-2	福祉主幹 遠藤 明	保健福祉課長	事後	人事異動
令和3年7月9日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和1年6月30日時点	令和3年7月9日時点	事後	
令和3年7月9日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和1年6月30日時点	令和3年7月9日時点	事後	
令和4年7月21日	4-2	番号法第19条第7号及び別表第二	番号法第19条第8号及び別表第二	事後	
令和4年7月21日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和3年7月9日時点	令和4年7月21日時点	事後	
令和4年7月21日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和3年7月9日時点	令和4年7月21日時点	事後	
令和5年7月21日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和4年7月21日時点	令和5年7月21日時点	事後	
令和5年7月21日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和4年7月21日時点	令和5年7月21日時点	事後	